

令和 7 年度版 社会保険ガイド【追補】

■被扶養者の認定基準

4 頁の被扶養者の認定基準について、令和 7 年 10 月 1 日から年収の要件が変更になり、以下のように一部年齢で年収の要件が緩和されました。

年収 130 万円（被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の場合は年収 150 万円、60 歳以上または障害者の場合は 180 万円）未満

■入院時の食費の負担

7 頁の入院時の食費の負担について、食材費等の高騰のため令和 7 年 4 月より入院時の食費が引き上げられ、下記の額となりました。

食事療養標準負担額

70 歳未満の人

一般	510 円
低所得者	240 円 (91 日目以降は 190 円)

70 歳以上 75 歳未満の人

一般	510 円
低所得Ⅱ	240 円 (91 日目以降は 190 円)
低所得Ⅰ	110 円

生活療養標準負担額

一般	1 食 510 円+1 日 370 円 (医療機関によっては 1 食 470 円)
低所得Ⅱ	1 食 240 円+1 日 370 円
低所得Ⅰ	1 食 140 円+1 日 370 円

※難病患者等の一般の食費は 1 食 300 円、1 日にかかる居住費の負担はありません。